

『早わかり令和7年度税制改正のすべて Q&A』

28 頁 Q-2 の回答につきまして読替えのお願い

2025 年 4 月 4 日

中央経済社

本書 28 頁 Q-2 の回答（Answer）を以下に差し替えてお読み頂けますようお願い申し上げます。

A 今年度改正によって、合計所得金額が 2,350 万円以下である個人の控除額を 10～47 万円引き上げる。これによって、改正後の基礎控除額は次のようになる。

<基礎控除額>

所得金額（本人）		基礎控除額
合計所得金額が 132 万円以下		95 万円（注 1）
合計所得金額が 132 万円超	336 万円以下	88 万円（注 2）
合計所得金額が 336 万円超	489 万円以下	68 万円（注 2）
合計所得金額が 489 万円超	655 万円以下	63 万円（注 2）
合計所得金額が 655 万円超	2,350 万円以下	58 万円
合計所得金額が 2,350 万円超	2,400 万円以下	48 万円
合計所得金額が 2,400 万円超	2,450 万円以下	32 万円
合計所得金額が 2,450 万円超	2,500 万円以下	16 万円
合計所得金額が 2,500 万円超		—

（注 1）恒久措置となる。なお、給与収入で見ると 200 万円以下のケースが該当する。

（注 2）令和 7 及び令和 8 分の時限措置であり、令和 9 分以降は控除額が 58 万円となる。なお、給与収入で見ると 200 万円～850 万円相当額が該当する。